

【ソフトウェアリスク補償約款】

第1章 用語の定義条項

第2章 セキュリティリスク補償 Ver.1 条項

第3章 システムリスク補償 For サービサー向け 条項

第4章 システムリスク補償 For ディベロッパー ソフトハウス向け 条項

第5章 基本条項

第1章 用語の定義条項

第1条(用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済契約	補償サービスを提供するために、契約者と共済会との間で締結する契約のこと
特約	主契約に付加される内容や条件を定めた契約のこと
契約者	共済会と共済契約を締結し共済掛金の払込を行う者のこと
被共済者	この共済制度の共済金支払事由の対象者のこと
共済金	共済金支払事由が生じたときに、共済契約に基づいて共済会から支払われる金銭のこと
共済金額	共済契約で定められた共済金の基準となる金額のこと
共済掛金	契約者が共済契約に基づいて共済会に支払う金銭のこと
共済金支払事由	この共済制度により共済金を支払うことになる理由のこと。共済金をお支払いする場合。
当会	この共済契約の引受共済会のこと
免責事由	共済金を支払う責任を免れる理由のこと。共済金を支払わない場合。
契約締結	この共済制度の最初の共済契約申込に基づき、共済会が承諾して共済契約が成立すること
更新	この共済制度の1年の共済期間が終了し翌年の共済契約を締結すること

第2章 セキュリティリスク補償 Ver.1 条項

第1条 共済金を支払う場合

日本国内において、被共済者が共済証券記載のシステムに対して、当会指定(あるいは GENZ 社)の脆弱性診断を受診したにもかかわらず、診断対象システムに残存したセキュリティ上の脆弱性を悪意ある第三者に悪用され、当該システムへの不正侵入、情報の漏えい・奪取、サービスの妨害等が発生し、これに起因して、個人情報情報の漏洩、システム機能の喪失、業務停止、企業信用の毀損等を被った場合の被共済者が被る経済的損失に対して、この約款に従い、共済金を支払います。

第2条 被共済者

この共済における被共済者は、当会指定(あるいは GENZ 社)の脆弱性診断を受診した法人または個人とします。

第3条 謝罪見舞費用共済金

(1) 第1条に規定する経済的損失のうち、当会は被共済者が関係者や顧客に対して謝罪を行うために発生する諸費用のうち、以下の費用を謝罪見舞費用共済金として支払います。

① 個人見舞費用

個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用。ただし、1 個人当りの限度額を 1,000 円とします。

(注) 見舞品

有体物にかぎります。

② 法人見舞費用

情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用。ただし、1法人当りの 限度額を 50万円とします。

(注) 見舞品

有体物にかぎります。

(2) 謝罪見舞費用共済金の支払額は、共済証券記載の共済金額 1,000 万円を限度とします。

(3) 共済金の支払いは、共済期間中 1 回の事故に限ります。

第4条 システム現状調査費用共済金

(1) 第1条に規定する経済的損失のうち、当会は共済金支払事由発生時のアクセス状況、ソースコード状況、サーバ状況、配置デー等の状況を確認する初動調査(以下「システム現状調査」といいます)費用をシステム現状調査費用共済金として支払います。ただし、当該事象が第三者に対する情報提供の一環として、プレスリリースその他適切な方法により外部に公表された場合に限り適用されます。

(2) システム現状調査費用共済金の支払額は、1,000 万円を限度とします。

第5条 障害対応費用共済金

(1) 第4条に規定するシステム現状調査により判明した、システム不全の箇所に対して、暫定的に不良を差し止める費用を障害対応費用共済金として支払います。

(2) システム現状調査費用共済金の支払額は、共済証券記載の共済金額1,000 万円を限度とします。

第6条 共済金の支払限度額

(1) 本条項に基づき支払われる共済金は、第3条から第5条までに定める各共済金の合算額とし、1 共済期間中に発生した 1 事故につき、その支払限度額は 1,000 万円とします。なお、当該共済期間中に複数の共済金支払事由が発生した場合であっても、それらが同一の事故に起因する場合は、1 事故として取り扱い、支払限度額の総額は1,000万円を超えないものとします。

(2) 共済金の支払いは、共済期間中 1 回の事故に限ります。

第7条 免責事由

(1)当会は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 当会指定(あるいは GENZ 社)の脆弱性診断を行ったシステム条件と異なるソースコードバージョン、データ、サーバネットワーク構成の違いによる事由
- ② 被共済者が、当会指定(あるいは GENZ 社)の脆弱性診断を行い、検出をしたリスクに対する対策を打たない、または不十分な状態でリリース後の事由
- ③ 被共済者が、当会指定の事業者(あるいは GENZ 社)が提案したリリースプロセスおよびリリース基準を満たさない状態でリリースや運用保守作業に起因する事由
- ④ 当会指定(あるいは GENZ 社)の脆弱性診断受診後1年を超えた日以降に発生した事由
- ⑤ 被共済者が、当会指定(あるいは GENZ 社)の脆弱性診断対象のプログラムに影響する範囲で、新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合、その影響確認を当会指定の事業者(あるいは GENZ 社)がテストせずに改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用したことに起因する事由
- ⑥ 共済契約者、被共済者(共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ⑦ 上記に規定する者以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ 上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 国または公共機関による法令等の規制
- ⑫ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑬ 賃貸借契約等の契約の失効、解除その他の理由による終了または各種の免許もしくは許諾の失効もしくは停止
- ⑭ 労働争議
- ⑮ 脅迫行為。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- ⑯ ネットワーク構成機器等の操作者または監督者等の不在
- ⑰ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑱ 衛星通信の機能の停止
- ⑲ 被共済者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- ⑳ テロ行為等(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます)

- ② ネットワーク構成機器等の自然の消耗、劣化(ネットワーク構成機器等の日常の使用もしくは運転に伴う摩耗、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます)または自然発熱その他これらに類似の事由
- ② ネットワーク構成機器等に対する修理、メンテナンス等の作業
- ③ 物的損害。ただし、サイバー攻撃に起因して被共済者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに生じた物的損害を除きます。

第8条 共済掛金

(1)共済掛金の払込回数

共済掛金の払込回数は、一時払いとします。

(2)共済掛金の決定方法

共済掛金は、システムの脆弱性診断の受診費用の金額に一定の掛け率を乗じて計算するものとします。

(3)共済掛金の解約返戻金

共済契約の解除または解約の場合、共済掛金は返還されません。

第3章 システムリスク補償 For サービサー向け 条項

第1条 共済金を支払う場合

日本国内において、被共済者が提供または運用する情報システムにおいて、当該システムのリリース前に共済証券記載のシステムに対して当会指定(あるいは GENZ 社)による所定のテストを完了していたにもかかわらず、ユーザが当該システムを使用する中で、システム設計とユーザが起こしたシステム動作仕様との間に差異が生じたことに起因し、当該ユーザに業務上の支障または不利益が生じ、結果として被共済者が被る経済的損失に対して、当会は、当該損失の一部または全部を、この約款に従い、共済金を支払います。

ただし、本補償条項における補償対象事象は、以下の全ての要件を満たすものとします：

1. 当該差異が、サーバ、ネットワーク機器等の物理インフラの障害または想定外の動作によるものではないこと
2. 当該差異が、システム設計仕様、ソースコードの管理不備、リリース・デプロイ作業、運用・保守上の瑕疵によるものではないこと

第2条 被共済者

この共済における被共済者は、当会指定(あるいは GENZ 社)によるシステムテストを完了した法人または個人とします。

第3条 システム現状調査費用共済金

- (1)第1条に規定する経済的損失のうち、当会は共済金支払事由発生時のアクセス状況、ソースコード状況、サーバ状況、配置デー等の状況を確認する初動調査(以下「システム現状調査」といいます)費用をシステム現状調査費用共済金として支払います。ただし、当該事象が第三者に対する情報提供の一環として、プレスリリースその他適切な方法により外部に公表された場合に限り適用されます。
- (2)システム現状調査費用共済金の支払額は、5,000 万円を限度とします。

第4条 障害対応費用共済金

- (1)第3条に規定するシステム現状調査により判明した、システム不全の箇所に対して、暫定的に不良を差し止める費用を障害対応費用共済金として支払います。
- (2)システム現状調査費用共済金の支払額は、共済証券記載の共済金額5,000 万円を限度とします。

第5条 被害範囲調査費用共済金

- (1)第3条に規定するシステム現状調査により判明した不全により、単発的な該当事象のみならず、2 次的または連続的にデータ不全や汚染、ソースコード、ハードウェアの不全が続いてしまうような場合、その影響範囲を一定の時間経過をもって調査しなければいけない場合の費用を被害範囲調査費用共済金として支払います。
- (2)被害範囲調査費用共済金の支払額は、5,000 万円を限度とします。

第6条 売上欠損費用共済金

- (1)第1条に規定する経済的損失のうち、共済金支払事由の発生により、被共済者に本来発生すべきだった売上が減少・消失した場合の“逸失利益”相当の損失費用を売上欠損費用共済金として支払います。
- (2)売上欠損費用共済金の支払額は、1億円を限度とします。

第7条 システム回復費用共済金

- (1)第 1 条に規定する共済金支払事由の発生に伴い、システム現状調査、障害対応、被害範囲調査等を経て特定された不全箇所について、根本的な原因の解消を目的として実施される回復作業に要する費用を、システム回復費用共済金として支払います。
- (2)システム回復費用共済金の支払額は、1億円を限度とします。

第8条 共済金の支払限度額

- (1)本条項に基づき支払われる共済金は、第 3 条から第 7 条までに定める各共済金の合算額とし、1 共済期間中に発生した 1 事故につき、その支払限度額は 1 億円を上限とします。なお、当該共済期間中に複数の共済金支払事由が発生した場合であっても、それらが同一の事故に起因する場合は、1 事故として取り扱い、支払限度額の総額は 1 億円を超えないものとします。
- (2) 共済金の支払いは、共済期間中 1 回の事故に限ります。

第9条 免責事由

当会は、以下の事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 当会指定(あるいは GENZ 社)による所定のテストを行ったシステム条件と異なるソースコードバージョン、データ、サーバネットワーク構成の違いによる事由

- ② 被共済者が、当会指定(あるいは GENZ 社)の所定のテストを行い、検出をしたリスクに対する対策を打たない、または不十分な状態でリリース後の事由
- ③ 被共済者が、当会指定の事業者(あるいは GENZ 社)が提案したリリースプロセスおよびリリース基準を満たさない状態でリリースや運用保守作業に起因する事由
- ④ 被共済者が当会指定(あるいは GENZ 社)の所定のテスト完了後1年を超えた日以降に発生した事由
- ⑤ 共済契約者、被共済者(共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ⑥ 上記に規定する者以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ⑦ 被共済者が、当会指定(あるいは GENZ 社)の所定のテスト対象のプログラムに影響する範囲で、新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合、その影響確認を当会指定の事業者(あるいは GENZ 社)がテストせずに、改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用したことにより起因する事由
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ 上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 国または公共機関による法令等の規制
- ⑫ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑬ 賃貸借契約等の契約の失効、解除その他の理由による終了または各種の免許もしくは許諾の失効もしくは停止
- ⑭ 労働争議
- ⑮ 脅迫行為。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- ⑯ ネットワーク構成機器等の操作者または監督者等の不在
- ⑰ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑱ 衛星通信の機能の停止
- ⑲ 被共済者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- ⑳ テロ行為等(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます)
- ㉑ ネットワーク構成機器等の自然の消耗、劣化(ネットワーク構成機器等の日常の使用もしくは運転に伴う摩耗、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます)または自然発熱その他これらに類似の事由
- ㉒ ネットワーク構成機器等に対する修理、メンテナンス等の作業
- ㉓ 物的損害。ただし、サイバー攻撃に起因して被共済者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに生じた物的損害を除きます。

第10条 共済掛金

(1) 共済掛金の払込回数

共済掛金の払込回数は、一時払いとします。

(2) 共済掛金の決定方法

共済掛金は、システムテストの受診費用の金額に一定の掛け率を乗じて計算するものとします。

(3) 共済掛金の解約返戻金

共済契約の解除または解約の場合、共済掛金は返還されません。

第4章 システムリスク補償 For ディベロッパー、ソフトハウス向け 条項

第1条 共済金を支払う場合

日本国内において、被共済者が請け負った情報システム開発業務において、ユーザから提示されたシステム要求仕様と実際のシステム動作との間に差異が生じた結果、ユーザに業務上の支障または経済的損失が発生し、その責任を被共済者が契約不適合責任として問われ、被共済者が法律上の賠償責任を負担することによって被る被共済者の損害に対して、当会は、この約款に従い、共済金を支払います。

ただし、以下のすべての要件を満たす場合に限り、共済金を支払います。

- ・共済証券記載の対象システムが、リリース前に当会指定(または GENZ 社)による所定のテストを完了していること
- ・当該差異が、システム設計仕様、ソースコード管理、リリース・デプロイ・運用・保守作業の不全に起因していないこと
- ・当該差異が、サーバ、ネットワーク機器等の物理的インフラの障害または想定外の動作不良によるものではないこと

第2条 被共済者

この共済における被共済者は、当会指定(あるいは GENZ 社)によるシステムテストを完了した法人または個人とし、かつ、被共済者が請け負った情報システム開発業務の契約書(控え)を提出した者としてします。

第3条 受託開発損失補償共済金

(1) 第1条に規定する被共済者の損害のうち、当会は下表のア～ウの損害に対して受託開発損失補償共済金を支払います。

名称	損害の内容
ア. 損害賠償金	被共済者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
イ. 争訟費用	被共済者が当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用

ウ. 協力費用	被共済者が損害賠償請求の解決のために支出した費用
---------	--------------------------

(2) 共済金の支払額は、3,000 万円を限度とします。

(3) 共済金の支払は、共済期間中 1 回の事故に限ります。

第4条 免責事由

当会は、以下の事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 当会指定(あるいは GENZ 社)による所定のテストを行ったシステム条件と異なるソースコードバージョン、データ、サー バネットワーク構成の違いによる事由
- ② 被共済者が、当会指定(あるいは GENZ 社)の所定のテストを行い、検出をしたリスクに対する対策を打たない、または不十分な状態でのリリース後の事由
- ③ 被共済者が、当会指定の事業者(あるいは GENZ 社)が提案したリリースプロセスおよびリリース基準を満たさない状態でのリリースや運用保守作業に起因する事由
- ④ 被共済者が当会指定(あるいは GENZ 社)の所定のテスト完了後1年を超えた日以降に発生した事由
- ⑤ 被共済者が、当会指定(あるいは GENZ 社)のシステムテスト対象のプログラムに影響する範囲で、新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合、その影響確認を当会指定の事業者(あるいは GENZ 社)がテストせずに、改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用したことに起因する事由
- ⑥ 共済契約者、被共済者(共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ⑦ 上記に規定する者以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ 上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 国または公共機関による法令等の規制
- ⑫ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑬ 賃貸借契約等の契約の失効、解除その他の理由による終了または各種の免許もしくは許諾の失効もしくは停止
- ⑭ 労働争議
- ⑮ 脅迫行為。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- ⑯ ネットワーク構成機器等の操作者または監督者等の不在
- ⑰ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑱ 衛星通信の機能の停止

- ⑲ 被共済者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- ⑳ テロ行為等(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます)
- ㉑ ネットワーク構成機器等の自然の消耗、劣化(ネットワーク構成機器等の日常の使用もしくは運転に伴う摩耗、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます)または自然発熱その他これらに類似の事由
- ㉒ ネットワーク構成機器等に対する修理、メンテナンス等の作業
- ㉓ 物的損害。ただし、サイバー攻撃に起因して被共済者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに生じた物的損害を除きます。

第5条 共済掛金

(1)共済掛金の払込回数

共済掛金の払込回数は、一時払いとします。

(2)共済掛金の決定方法

共済掛金は、システムテストの受診費用の金額に一定の掛け率を乗じて計算するものとします。

(3)共済掛金の解約返戻金

共済契約の解除または解約の場合、共済掛金は返還されません。

第5章 基本条項

第1条 共済金

(1)共済金等の請求手続き

- ① 共済金の支払事由が生じた場合、被共済者または受取人は、事由が生じた日から 2 か月以内に共済会に通知しなければなりません。

- ② 共済金受取人は、共済会の指定する必要書類を電磁的方法等により提出することにより、共済金を請求します。

共済会が指定する必要書類は次のとおりです(注)。

ア. 共済金請求書

イ. 事故状況報告書

ウ. その他、共済会が共済金支払いの可否を判断するために必要な書類

(注)共済会は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

- ③ 共済金の支払は、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(2)共済金の支払時期

- ① 共済会は、共済金請求書類を全て受領した日からその日を含めて 30 日以内に共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、受取人が指定した口座宛に払い込む方法により共済金を支払います。

- ア. 共済金の支払事由および損失の有無の確認に必要な事項として、支払事由発生の有無、支払事由の原因、支払事由発生状況、および支払事由による損失の発生の有無
- イ. 共済金が支払されない事由の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める事由に該当する事実
- ウ. 共済金を算出するための確認に必要な事項として、支払事由と支払事由の発生による損失の詳細
- エ. 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効、または取消の事由に該当する事実
- オ. アからエのほか、他の保険および共済契約の有無および被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権、既に取得したものの有無および内容等、共済会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
- ② ①に規定する確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、①の規定にかかわらず、共済会は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、共済会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。
- ア. ①アからオの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査および調査結果の照会 180 日
- イ. ①アからオの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
- ウ. 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された災害の被災地における(1)の各事項の確認のための調査 60 日
- エ. ①アからオの事項確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- オ. 支払事由および損失の原因および内容が過去の事例にかんがみて、特殊な場合または同一の支払事由の原因により多数の損害賠償請求がなされた場合に、①アからオの事項の確認のための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180 日
- カ. 弁護士法その他の法令にもとづく照会手続き 180 日
- ③ ②アからカに掲げる特別な照会または調査を開始した後、②アからカに掲げる期間中に共済金を支払う見込みがないことが明らかになった場合、共済会は②アからカに掲げる期間内に被共済者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
- ④ ①から③に掲げる必要な事項の確認に際して、共済契約者または被共済者が正当な理由なく、その確認を妨げ、または、これに応じなかった場合、それによって確認が遅延した期間については、①から③の期間に算入しないものとします。

第2条 共済期間

- ① 契約日
契約日は共済契約申込書に記載された日時とします。
- ② 共済期間 始期日

共済期間始期日は、共済契約日以降で共済契約申込書に記載された日とし、共済期間始期日の午前0時から補償を開始します。ただし、契約日までに契約申込書類等の共済契約締結に必要な書類が電磁的方法等により当共済会に全て到着し、所定の期日までに共済掛金が払い込まれることを要します。

③ 共済期間満了日

共済期間満了日は、共済契約申込書に記載された日とします。満了日の午後12時に補償を終了します。

④ ②および③の時刻は日本国の標準時によるものとします。

第3条 共済金額

この共済の共済金額(支払限度額)は、共済証券記載の共済金額とします。

第4条 契約手続

(1) 契約申込手続

① 契約の申込は、申込者が当会所定の共済契約申込書を電磁的方法等により提出するものとします。この場合、申込者が、重要事項説明書を受領し内容を理解したこと、および申込内容が申込者の意向に沿うものであることについて確認できる書類を電磁的方法等により添付します。

② 当会は、共済契約申込書その他の資料および共済会引受基準により、申込内容を審査の上、加入の可否を決定します。審査は次の通り行います。

ア. 共済契約者および被共済者

(ア)住所不定者、暴力団関係者などは、モラル面から本人およびその関係者の契約申込については、引受をしません。

(イ)(ア)の他、過去の支払歴などからモラルリスクがあると判断される場合は、引受をしません。

(ウ)共済契約者または被共済者が未成年者の場合、申込にあたって親権者または後見人の同意(申込書の自署押印など)による確認)を必要とします。

イ. 過去の事故歴など、当会が担保する危険に影響する諸般の事情を調査して、危険が特に大きいと認められる場合には、引受をしません。

ウ. 共済契約者が、反社会的勢力に該当、資金等の提供、便宜供与に関与等と認められる場合、および反社会的勢力が経営を支配している法人と認められる場合は引受をしません。

エ. 契約引受基準は、別に定める引受基準規程によります。

(2) 共済契約の引受

当会が、共済契約の申込みを承諾する場合は「引受通知」を、申込みを断る場合は「不成立通知」を電磁的方法等により通知します。ただし、「引受通知」は「共済証券」の交付により代えることができます。

(3) 共済証券の発行

当会が共済契約を引受けた場合、契約者に共済証券を電磁的方法等により発行します。

第5条 共済契約の継続

(1) 共済契約の更新に関する事項

① 共済契約の更新に関する事項

共済期間満了日までの共済掛金が払い込まれた場合、次の条件で共済契約は更新されます。ただし、共済契約者が共済期間満了日までに更新しない旨の申出を行なった場合を除きます。

ア. 更新後の共済金額は、原則、更新前と同額とします。

イ. 共済掛金は更新日における共済掛金率に基づき、あらためて計算します。

ウ. 共済掛金は、付加された特約の定めるところに従い、払い込むものとします。

エ. 共済契約を更新した場合、新共済証券を電磁的方法等により発行します。

② ①にかかわらず、以下の事由により共済契約の更新を取り扱わないことがあります。この場合、共済契約者宛に電磁的方法等により通知します。

ア. この共済契約の新規引受を終了したとき

イ. この共済契約の収支の改善が見込めないとき

③ 当会は、更新日の2か月前までに、共済契約者宛に電磁的方法等により「更新案内」を送付します。

④ 共済契約者が共済期間満了日までに更新しない旨の申出を行わない場合、共済契約は自動更新されます。

⑤ 当会は、更新日の2か月前までに、契約者宛に「更新案内」を送付します。

第6条 諸変更の取扱い

(1) 契約内容の変更

共済契約者は、被共済者の同意および当会の承諾を得て、共済契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

(2)(1)を除き、契約内容の変更は取り扱いません。

第7条 告知義務

(1) 告知義務

共済契約者は、契約申込書の記載に際し、次の事項(以下、告知事項という)について、事実を記載しなければなりません。また、共済契約締結の際および締結の後、当会が必要と認めたときに行う告知事項に関する調査に応じなければなりません。

・他の保険および共済の有無(他社の扱う同種の保険および共済契約の有無、および内容)

(2) 告知義務違反による共済契約の解除

① 共済契約者が、告知事項について、故意または重大な過失により事実を告知しなかった、または事実でないことを告知したとき(以下、「告知義務違反」といいます)は、当会は共済契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、共済契約を解除することができます。

② 上記①規定による解除が、損害の発生した後になされた場合であっても、当会は共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、共済会は、その返金を請求することができます。

(3) 共済契約を解除しない場合

告知義務違反による場合で、次のいずれかに該当するときは、当会は共済契約の解除を行なうことができません。

① 共済契約締結の際、当会が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかつ

たとき

- ② 当会が解除の原因となる事実を知った日から1か月以内に、解除の通知を行なわなかったとき
- ③ 当会のために共済契約の締結の媒介を行なうことができる者(以下、「共済媒介者」といいます。)が、共済契約者が事実の告知をすることを妨げたとき、または共済媒介者が、共済契約者に対し事実を告知しないこともしくは事実でないことを告知することを勧めたとき。ただし、共済媒介者の行為がなかったとしても、共済契約者が、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。

第8条 通知義務

- ① 共済契約締結後、共済申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が生じた場合、共済契約者は遅滞なく当会に申し出て、変更の承認を申請しなければなりません。
- ② ①の事実がある場合、当会はその事実について変更届書を受領したか否かを問わず、共済契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- ③ ②の規定は、当会が解除の原因があることを知ったときから1か月を経過した場合には適用しません。
- ④ 共済契約者が、①に規定する手続きを怠った場合、①の事実が発生したときから、当会が変更届を受領するまでの間に発生した事故による損害については、共済金を支払いません。
- ⑤ ②の規定による解除が、損害の発生した後になされた場合であっても、当会は共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、共済会は、その返金を請求することができます。

第9条 解除

(1) 重大事由による解除の取扱い

当会は、次のいずれかに該当する事由(重大事由)がある場合には、この共済契約を解除することができます。

- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、共済金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で共済金支払事由を起こすか、起こそうとしたとき
- ② 共済金の請求に関して、共済金を受け取るべき者が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき
- ③ 共済契約者が、次のいずれかに該当するとき
 - ア. 反社会的勢力(※)に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力(※)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力(※)を不当に利用していると認められること
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(※)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、共済契約者または被共済者が、③から④までの事由がある場合と同程度に、当会が、これらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- ⑤ ①から④の規定による解除が、損害の発生した後になされた場合であっても、解除の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当会は共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返金を請求することができます。
(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 解除する場合の共済契約の取扱い

- ① 共済契約を解除する場合、当会より共済契約者宛にすみやかに電磁的方法等により、解除の通知を行ないます。
- ② 解除の効力は、解除通知が共済契約者に到達した時点から生じ、共済契約は将来に向かって効力を失います。ただし、共済契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由により共済契約者に通知できない場合には、被共済者に通知することをもって共済契約者宛に通知したものとみなします。
- ③ この共済契約が解除された場合、すでに払い込まれた共済掛金は返金しません。

第 10 条 取消および無効

- ① 共済契約の締結に際して、共済契約者、被共済者または共済金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会は共済契約を取消することができます。この場合、すでに払い込まれた共済掛金は返金しません。
- ② 共済契約者または被共済者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって、共済契約を締結したときは、共済契約は無効とします。この場合、すでに払い込まれた共済掛金は返金しません。

第 11 条 解約

- ① 共済契約者はいつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。
- ② 共済契約者が共済契約を解約する場合には、共済会所定の書類を電磁的方法等により提出する必要があります。
- ③ 解約手続きは、必要な請求書類が共済会に到着した日を解約日とし、解約日をもって補償は終了します。

第 12 条 共済契約者配当

共済契約者配当は行いません。

第 13 条 時効

共済金の請求権は、共済金を支払う場合に該当する事由が発生した日の翌日から起算して 3 年間請求が無い場合、消滅します。

第14条 契約条件の変更

(1) 共済期間中の共済掛金の増額、共済金額の減額

この共済が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、当会の定めるところにより、共済期間中に共済掛金を増額もしくは共済金額を減額することがあります。この場合、変更日の2か月前までに、共済契約者に電磁的方法等により通知の上、変更日から共済掛金率もしくは共済金額を変更します。

(2) 共済金支払事由発生後の共済金の削減払い

商品が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、共済金の支払事由に該当する場合でも、共済会の定めるところにより、共済金を削減して支払うことがあります。この場合、共済金支払通知にて削減する旨を電磁的方法等により通知します。

第15条 他保険契約等がある場合の取扱い

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会は次の①または②に定める額を共済金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合、この共済契約の支払責任額(注)

(注)それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき共済金の額をいいます。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合、損害の額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

(注)それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第16条 代位

① 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は共済会に移転します。ただし、移転するのは、次のア、またはイ、のいずれかの額を限度とします。

ア. 当会が損害の額の全額を共済金として支払った場合、被共済者が取得した債権の全額

イ. ア. 以外の場合 次の算式により算出された額

被共済者が取得した債権の額 - 損害の額のうち共済金が支払われていない額

② ①イ. の場合において、当会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、当会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

③ 共済契約者および被共済者は、当会が取得する①の債権の保全および行使ならびにそのために当会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第17条 共済契約者または被共済者が複数の場合の取り扱い

- ① この共済契約について、共済契約者または被共済者が複数の場合、共済会は、代表者1名(または1法人)を定めることを求めることができます。この場合、代表者は他の保険契約者または共済契約者、被保険者または被共済者を代理するものとします。
- ② ①の代表者が定まらない場合、または、その所在が不明の場合、共済契約者または被共済者の中の1名(または1法人)に対して行う共済会の行為は、他の保険契約者または共済契約者、被保険者または被共済者に対しても効力を有するものとします。

第18条 訴訟の提起

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第19条 準拠法

この共済に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。